

Z-66-F 消費税法〔第一問〕－解答－

問1(25点)

(1)について
I 納税義務者（国内取引） ①
事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、消費税を納める義務がある。
II 小規模事業者に係る納税義務の免除 ①
事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、Iにかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。
III 相続があった場合
1 相続があった場合の納税義務免除の特例
(1) その年において相続があった場合 ③
その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人（課税事業者を選択している又は特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例に該当する相続人を除く。以下同じ。）が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。
(2) その年の前年又は前々年において相続があった場合 ③
その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。
(3) 2以上の事業場の相続 ②
相続により、2以上の事業場を有する被相続人の事業を2以上の相続人がその2以上の事業場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高は、その被相続人のその基準期間における課税売上高のうちその相続人が相続した事業場に係る部分の金額とする。

問1 (続き)

② 基準期間における課税売上高
(1) 個人事業者の基準期間 ①
その年の前々年をいう。
(2) 個人事業者の基準期間における課税売上高 ①
基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）の合計額から、
売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額
なお、売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額とは、①の金額から②の金額を控除した金額の合計額をいう。
① 基準期間中に行った売上げに係る対価の返還等の金額
② 上記①に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額

問1 (続き)

(2)について
I 課税の対象（国内取引） ①
国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）には、消費税を課する。
II 国内取引の判定（原則）
(1) 役務の提供 ①
その役務の提供が行われた場所（国際運輸等の役務の提供でその役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。
(2) 電気通信利用役務の提供 ③
その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、上記の場所がないときは、その資産の譲渡等は国外で行われたものとする。
(3) 特定仕入れ ②
その特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、上記(1)又は(2)に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

問1 (続き)

III国内取引の判定 (特例) ⑥
II(1)の一定の場所は、次の役務の提供の区分に応じその役務の提供が行われる際におけるそれぞれに定める場所とする。
(1) 国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送
その旅客又は貨物の出発地若しくは発送地又は到着地
(2) 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
(3) 国内及び国外にわたって行われる郵便又は信書便
差出地又は配達地
(4) 保険
保険に係る事業を営む者の保険契約の締結に係る事務所等の所在地
(5) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
その生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
(6) 上記以外の役務の提供で国内及び国外にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

問 2 (25 点)

(1)について			
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。			
(選択欄)	課税取引	非課税取引	免税取引 ② 左記以外 (不課税取引)
(理由等)			
概要 ①			
<p>下記の根拠規定により、消費税の課税対象となり、事業者が非居住者に対して役務の提供を行った場合に、その非居住者が支店又は出張所等を国内に有してはいるが、基本通達7-2-17ただし書きの、役務の提供が非居住者の国外の本店等との直接取引であること及び国内の支店又は出張所等の業務が役務の提供に係る業務とは関連していないこと、により、免税取引に該当する。</p>			
根拠規定			
I 課税の対象 (国内取引) ①			
<p>国内において事業者が行った資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。) 及び特定仕入れ (事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。) には、消費税を課する。</p>			
II 資産の譲渡等 ①			
<p>事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 (資産の譲渡等に類する行為を含む。) をいう。</p>			
III 国内取引の判定 (役務の提供である場合の原則) ①			
<p>その役務の提供が行われた場所 (国際運輸等の役務の提供でその役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所) が国内にあるかどうかにより行うものとする。</p>			
IV 課税資産の譲渡等 ①			
<p>資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。</p>			
V 輸出免税等 ①			
<p>事業者 (免税事業者を除く。) が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、非居住者に対して行われる役務の提供で、国内に所在する資産に係る運送又は保管等に準ずるもので国内において直接便益を享受するもの以外のもの、その他一定のものについては、消費税を免除する。</p>			

(2)について
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。
(選択欄) 課税取引 <input checked="" type="radio"/> 非課税取引 <input type="radio"/> ② 免税取引 左記以外 (不課税取引)
(理由等)
概要
下記の根拠規定により、消費税の課税対象となり、非課税取引に該当する。
根拠規定
I 課税の対象 (国内取引) : (1)と同様
II 資産の譲渡等 : (1)と同様
III 国内取引の判定 (役務の提供である場合の原則) : (1)と同様
IV 非課税 (国内取引) <input checked="" type="radio"/> ①
国内において行われる資産の譲渡等のうち、外国為替業務に係る役務の提供、その他一定のものには、消費税を課さない。

(3)について
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。
(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 <input checked="" type="radio"/> 左記以外 (不課税取引) <input type="radio"/> ②
(理由等)
概要 <input checked="" type="radio"/> ①
下記の根拠規定により、電気通信利用役務の提供を受ける者が国外消費者であるため国外取引となり、消費税の課税対象外となる。
根拠規定
I 課税の対象 (国内取引) : (1)と同様
II 資産の譲渡等 : (1)と同様
III 国内取引の判定 (電気通信利用役務の提供である場合) <input checked="" type="radio"/> ①
その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所 (現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。)
又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、上記の場所がないときは、その資産の譲渡等は国外で行われたものとする。

問 2 (続き)

(4)について
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。
(選択欄) <u>課税取引</u> ② 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)
(理由等)
概要 ①
下記の根拠規定により、消費税の課税対象となり、非居住者に対して行われる役務の提供で、非居住者が国内において直接便益を享受するものであるため 6.3%課税取引に該当する。
根拠規定
I 課税の対象 (国内取引) : (1)と同様
II 資産の譲渡等 : (1)と同様
III 国内取引の判定 (役務の提供である場合の原則) : (1)と同様
IV 課税資産の譲渡等 : (1)と同様

問 2 (続き)

(5)について
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。
(選択欄) 課税取引 非課税取引 免税取引 <u>左記以外 (不課税取引)</u> ②
(理由等)
概要
テレビは廃棄され、資産の譲渡等の対価に該当しないため、下記の根拠規定により、消費税の課税対象外となる。
根拠規定
I 課税の対象 (国内取引) : (1)と同様
II 資産の譲渡等 : (1)と同様

(6)について
※ 次の選択欄から正解を選んで丸で囲み、その理由等を記載しなさい。
(選択欄) <input checked="" type="radio"/> 課税取引 <input type="radio"/> ② 非課税取引 <input type="radio"/> 免税取引 <input type="radio"/> 左記以外 (不課税取引)
(理由等)
概要 ①
下記の根拠規定により、消費税の課税対象となり、輸出物品販売場における非居住者に対する通常生活の用に供する物品で輸出するために一定の方法により購入されるものの譲渡を行ってはいるが、消費税を免除する規定の適用を受けるための金額基準にはずれ、6.3%課税取引に該当する。
根拠規定
I 課税の対象 (国内取引) : (1)と同様
II 資産の譲渡等 : (1)と同様
III 国内取引の判定 (資産の譲渡である場合の原則)
その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所 (船舶等の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所) が国内にあるかどうかにより行うものとする。

問 2 (続き)

IV 課税資産の譲渡等 : (1)と同様
V 輸出物品販売場における免税 ②
輸出物品販売場 (注 1) を経営する事業者が、非居住者に対し、通常生活の用に供する物品 (食品類、飲料類、その他の消耗品にあつては、(注 2) のものに限る。) で輸出するために一定の方法により購入されるものの譲渡 (非課税とされるものを除く。) を行った場合 (注 2) には、その物品の譲渡については、消費税を免除する。
(注 1) 一定の要件のすべてを満たす課税事業者が経営する販売場で、非居住者に対し一定の物品を免税で譲渡をすることができるものとして、その事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けたものをいう。
※ 一定の要件
① 現に国税の滞納 (その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限り) がないこと
② 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者でないこと。
③ その他特に不適当と認められる事情がないこと。
(注 2) 消費税を免除する規定の適用を受けるもの
消耗品 → 同一の店舗における同一の日に譲渡する税抜対価の額の合計額が 5 千円を超え 50 万円以下のもの
一般物品 → 同一の店舗における同一の日に譲渡する税抜対価の額の合計額が 1 万円を超えるもの
※ 一般物品と消耗品とを組み合わせ一の商品としている場合は、その資産を消耗品としてこの規定を適用する。

Z-66-F 消費税法〔第二問〕－解答－

前課税期間の中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	2,336,100 円 ②	<p>[中間納付税額の計算]</p> <p>1 月中間申告 $\frac{6,300,000}{9} + \frac{236,100}{3} = 778,700$、$778,700 \leq 4,000,000$ ∴ 不要</p> <p>3 月中間申告 $\frac{6,300,000}{9} \times 3 + \frac{236,100}{3} \times 3 = 2,336,100$、$2,336,100 > 1,000,000$ ∴ 必要</p> <p>中間納付税額 2,336,100</p>

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	0 円 (184,045,105) 184,045,106 も可	<p>[納税義務の有無の判定]</p> <p>(法 9①) $0 \leq 10,000,000$ (判定に対して ②)</p> <p>(法 9④) 適用なし</p> <p>(法 9 の 2) 適用なし</p> <p>(法 11①) $(3,600,000 - 1,500,000) + (3,360,000 - 1,200,000)$ $= 4,260,000$、$4,260,000 \leq 10,000,000$</p> <p>(法 11④) 乙社の金額 $\{(48,000,000 - 2,320,000 - 700,000) \times \frac{100}{105} + 700,000\}$ $+ \{(147,000,000 - 6,965,000 - 2,300,000) \times \frac{100}{108} + 2,300,000\}$ $- (50,000 \times \frac{100}{105} + 300,000 \times \frac{100}{108}) = 173,045,106$ $\frac{173,045,106}{12} \times 12 = 173,045,106$ 丙社の金額 $(23,500,000 - 13,000,000) + (1,200,000 - 700,000) = 11,000,000$ $\frac{11,000,000}{12} \times 12 = 10,999,999$ (11,000,000 も可) 合計額 $173,045,106 + 10,999,999$ (11,000,000 も可) $= 184,045,105$ (184,045,106 も可) $184,045,105$ (184,045,106 も可) $> 10,000,000$ ∴ 納税義務あり</p>

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	303,018,000 円	[課税標準額の計算] $317,611,900 + 9,000,000 \times \frac{4,500,000}{4,500,000 + 1,500,000} + 72,000 \textcircled{2}$ $+ 500,000 \textcircled{2} + 2,326,000 = 327,259,900$ $327,259,900 \times \frac{100}{108} = 303,018,425 \rightarrow 303,018,000 \text{ (千円未満切捨)}$
課税標準額に対する消費税額	19,090,134 円	[課税標準額に対する消費税額の計算] $303,018,000 \times 6.3\% = 19,090,134$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合	$\frac{317,556,738 \text{円}}{334,217,702 \text{円}}$	[課税売上割合の計算] 6.3%課税取引 (1) 303,018,425 (2) $250,000 \times \frac{3,500,000}{6,000,000 + 3,500,000}$ $+ 100,000 \times \frac{3,000,000}{4,000,000 + 3,000,000} \times \frac{100}{108} = 131,787 \textcircled{2}$ (3) (1) - (2) = 302,886,638 免税取引 13,520,100 非課税資産の輸出取引等 $1,000,000 + 150,000 = 1,150,000 \textcircled{2}$ ※保険料の取り扱いについては、別解が考えられる。 非課税取引 (1) $9,000,000 \times \frac{1,500,000}{4,500,000 + 1,500,000} + 3,000,000 + 78,000 \textcircled{2}$ $+ 10,700,000 + (82,992 + 14,700 + 308) \textcircled{2} + 200,000 + 550,000 \textcircled{2}$ $= 16,876,000$ (2) $250,000 \times \frac{6,000,000}{6,000,000 + 3,500,000}$ $+ 100,000 \times \frac{4,000,000}{4,000,000 + 3,000,000} = 215,036$ (3) (1) - (2) = 16,660,964 課税売上割合 分子 : $302,886,638 + 13,520,100 + 1,150,000 = 317,556,738$ 分母 : 分子 + 16,660,964 = 334,217,702 $\frac{317,556,738}{334,217,702} = 0.9501 \dots \geq 95\%$ $302,886,638 + 13,520,100 = 316,406,738、316,406,738 \leq 500,000,000$ ∴ 按分計算なし 全額控除

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
控除対象仕入税額	13,105,842 円	<p>[課税仕入れ等の税額の計算] 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの</p> <p>国内取引 $158,000,000 + 6,000,000 + 39,000\textcircled{2} + (130,000 - 32,500)\textcircled{2}$ $+ 128,000 + 2,376,000 + 1,900,000 + 17,000\textcircled{2} + 9,800,000\textcircled{2}$ $+ 1,000,000\textcircled{2} = 179,357,500$</p> <p>輸入に係る消費税額 882,000</p> <p>棚卸資産の調整(加算調整) $4,500,000 \times \frac{4}{105} = 171,428\textcircled{2}$</p> <p>国内取引に係る返還等 $466,800 \times \frac{6.3}{108} = 27,229\textcircled{2}$</p> <p>非課税資産の譲渡等によりのみ要するもの 6,500,000$\textcircled{2}$</p> <p>共通に要するもの $(759,300 - 3,300) + 56,160\textcircled{2} + 128,540\textcircled{2} + 160,000 + 207,000$ $+ (30,000 - 2,400) + 271,000 + 560,000 + 620,200\textcircled{2} + 589,000$ $+ 600,000 + (2,658,000 - 2,376,000) + (2,020,000 - 141,400)$ $+ (15,536,000 - 450,000)\textcircled{2}$ $= 21,222,100$</p> <p>全額控除による控除対象仕入税額 $\{(179,357,500 + 6,500,000 + 21,222,100) \times \frac{6.3}{108} + 882,000 + 171,428\}$ $- 27,229 = 13,105,842$</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>[調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等]</p> <p>調整対象固定資産の判定</p> <p>本社建物</p> $5,400,000 \times \frac{100}{105} = 5,142,857 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{該当}$ <p>しかし、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、変動の調整の対象とはならない。</p> <p>居住用賃貸マンション</p> $(3,000,000 - 850,000) \times \frac{100}{105} = 2,047,619 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{該当}$ <p>免税事業者時の取得のため、調整の対象とはならない。</p> $850,000 \times \frac{100}{105} = 809,523 < 1,000,000 \quad \therefore \text{該当しない}$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>運送用トラック</p> <p>$(6,000,000 - 400,000) \times \frac{100}{105} = 5,333,333$② $\geq 1,000,000$ ∴ 該当</p> <p>乙社の仕入年における課税売上割合は、</p> $\frac{173,045,106}{173,045,106 + 2,320,000 + 6,965,000} = \frac{173,045,106}{182,330,106}$ <p>= 0.9490…、0.9490… < 95%</p> <p>従って、乙社においては、仕入年に個別対応方式により課税資産の譲渡等のみに対応するものとして区分されたと考えられ、変動の調整の対象とはならない。</p> <p>帯鋸盤</p> <p>$9,800,000 \times \frac{100}{108} = 9,074,074 \geq 1,000,000$ ∴ 該当</p> <p>しかし、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、変動の調整の対象とはならない。</p> <p>商標権</p> <p>$(2,100,000 - 60,000) \times \frac{1}{2} \times \frac{100}{108} = 944,444 < 1,000,000$ ∴ 該当しない</p> <p>ソフトウェア</p> <p>$5,200,000 \times \frac{100}{108} = 4,814,814 \geq 1,000,000$ ∴ 該当</p> <p>しかし、当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、変動の調整の対象とはならない。</p> <p>所有権移転外ファイナンスリースのソフトウェア</p> <p>$(1,140,000 - 114,000) \times \frac{100}{108} = 950,000 < 1,000,000$ ∴ 該当しない</p> <p>パソコン</p> <p>$(2,020,000 - 141,400) \times \frac{1}{10} \times \frac{100}{108} = 173,944 < 1,000,000$ ∴ 該当しない</p> <p>問題文により、転用の調整は考えられない。</p>
		<p>[控除対象仕入税額の計算]</p> <p>13,105,842</p>

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等(続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等対価に係る税額	2,499 円 ②	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $100,000 \times \frac{3,000,000}{4,000,000+3,000,000} \times \frac{6.3}{108} = 2,499$
貸倒れに係る税額	93,749 円 ②	[貸倒れに係る消費税額の計算] $6,250,000 \times \frac{1,800,000}{5,200,000+1,800,000} \times \frac{6.3}{108} = 93,749$
控除税額小計	13,202,090 円	[控除税額小計の計算] $13,105,842 + 2,499 + 93,749 = 13,202,090$

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	5,888,000 円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] $19,090,134 - 13,202,090 = 5,888,044 \rightarrow 5,888,000$
控除不足還付税額	円	

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	4,036,500 円 ②	[中間納付税額の計算] ※丁社は設立以来免税事業者のため、確定消費税額は無い。 1 月中間申告 $\frac{1,794,000}{4} = 448,500$ 、 $448,500 \leq 4,000,000$ ∴ 不要 3 月中間申告 $\frac{1,794,000}{4} \times 3 = 1,345,500$ 、 $1,345,500 > 1,000,000$ ∴ 必要 中間納付税額 $1,345,500$ (百円未満切捨) $\times 3 = 4,036,500$

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	1,851,500 円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] $5,888,000 - 4,036,500 = 1,851,500$
中間納付還付税額	円	

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

問 1 に対しての配点が不明ではあるが、25 点の配点とした。

(1)については、個別理論が暗記できていれば確実に得点につながるものである。

ボーダーラインは 8 点／12 点、合格確実ラインは 10 点／12 点であるとする。

(2)についても、個別理論が暗記できていれば確実に得点につながるものである。

ボーダーラインは 8 点／13 点、合格確実ラインは 10 点／13 点であるとする。

問 2

問 2 に対しての配点が不明ではあるが、25 点の配点とした。

「消費税法上の課税の対象」に関しては、本年度本試験に係る改正項目があり、出題を狙ってはいたが、6 年間連続して同類の問題の出題となった。選択欄の間違いが生ずる可能性は、(1)及び(6)に考えられるであろうか。理由等については、全体として基本の個別理論をできるだけ解答することで得点につなげて欲しい。

ボーダーラインは 17 点／25 点、合格確実ラインは 19 点／25 点であるとする。

以上、理論のボーダーラインは 33 点／50 点、合格確実ラインは 39 点／50 点であるとする。

〔第二問〕

問題文の資料が抽象的なため判断に迷ったり、税率に関する経過措置等が出題されており、解答が割れる状況が何箇所かあると思われる。また、初めて控除対象仕入税額の計算において、全額控除が出題され、落ち着きをなくし、思ったよりは得点できていない状況が考えられる。基本的な項目を正解させることを目標とし、得点につなげて欲しい。

計算のボーダーラインは 32 点／50 点、合格確実ラインは 38 点／50 点であるとする。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	33 点／50 点	39 点／50 点	ボーダーライン：65 点
計算	32 点／50 点	38 点／50 点	合格確実ライン：77 点